

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（案）について（概要）

令和8年2月
総務省自治行政局
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

第1 概要

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号規則」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「カード省令」という。）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号。以下「公的個人認証法施行規則」という。）の規定の整備等を行うものである。

第2 改正内容

改正法による出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）等の改正により、在留カード等と個人番号カードを一体化した特定在留カード等を交付することができるることとなることに伴い、番号規則、カード省令、公的個人認証法施行規則において、以下に掲げる規定の整備を行う。

1 番号規則

- (1) 出入国在留管理庁長官等が特定在留カード等の交付又は引渡しを行う場合の本人確認書類について規定する（新設第4条の2）。
- (2) その他所要の規定を整備する（第4条等）。

2 カード省令

- (1) 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が特定在留カード等に個人番号カードとしての機能を付加するために講じる措置について規定する（新設第19条の2）。
- (2) 機構が備え、保存する帳簿の記載事項に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第18条の5第2項の主務省令で定める措置を講じた年月日及び件数を追加する（第55条）。
- (3) 機構が作成し、公表する機構処理事務の実施状況についての報告書の記載事項に、番号法第18条の5第2項の主務省令で定める措置を講じた年月及び件数を追加する（第56条）。
- (4) その他所要の規定を整備する（第19条等）。

3 公的個人認証法施行規則

- (1) 特定在留カード等に係る個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書について、入管庁長官を経由して諸般の手続を行う場合も当該手続の対象に含めるよう、準用関係に基づいて所要の規定を整備する（第5条、第6条第1項、第8条、第9条第1項、第10条、第11条、第12条、第13条、第17条、第41条、第42条第1項、第44条、第45条第1項、第46条、第47条、第48条、第49条、第53条及び第65条第1項）。
- (2) 特定在留カード等に記録した署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書について、その暗証番号を機構が設定できるよう、所要の規定を整備する（第6条第2項及び第42条第2項）。
- (3) その他所要の規定を整備する（第5条等）。

第3 施行期日

改正法附則第一条に掲げる規定の施行の日（令和8年6月14日）から施行する。